

教育委員会定例会議事日程

平成30年12月7日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

3 請願等審査

受理番号 82 学校存続に関する請願

4 審議案件

教委第46号議案 教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について

教委第47号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について

教委第48号議案 横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針の改訂について

教委第49号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第50号議案 横浜市立小学校における門扉による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第51号議案 横浜市立中学校における倒木による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第52号議案 横浜市立小学校における倉庫による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

5 報告案件

教委報第2号 教職員の人事に関する臨時代理報告について

6 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○11/29 本会議（第1日）議案上程（給与条例関係）・質疑・付託

本会議 議案議決

○12/6 本会議（第2日）議案上程・質疑・付託

2 市教委関係

（1）主な会議等

○11/19 スクールミーティング

○11/22 大鳥中学校創立70周年記念式典

○12/2 いじめ防止市民フォーラム

○12/4 平成30年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰式

（2）報告事項

3 その他

学校存続に関する請願



請願

菅田小学校の学区を菅田南町に変更し、存続校とする

要旨

- ① 横浜市学校規模適正化等委員会では「池上小学校・菅田小学校」規模適正化等検討部会運営要綱に基づき第1回検討部会が平成30年1月、第2回が3月に実施された。
- ② この内容については各戸に「検討部会ニュース」（緑色用紙）として配布された。
この第2号資料には「両校を統合することを前提に検討する」と結論付けている。
- ③ 学校問題を考える会ではこの進め方について疑問を持ち、また、地域の人達からも同じような疑問を投げかけられ、8月18日、19日に地域の人達と学校問題について話し合う会（シンポジウム）を開催した。
- ④ その結果、参加者全員が菅田小学校存続を希望された。

理由

- ① 教育委員会の基本方針にある「地域と十分に調整を図り、理解と協力を得る」事がなされないで結論を出すのはおかしい。
- ② 菅田南町は昭和25年以降町政が図られており、学区を南町に戻せば児童数増加により小規模校は解消される。
- ③ 菅田南町を学区とすれば学区内自治会として統一される。

（注）菅田南町とは昭和25年に広い菅田町を菅田南・菅田東町とし町政を図った。

菅田南町は旧谷戸：赤坂・出戸・日向根・長谷戸で構成し、本来であれば菅田小学校の学区とすべきを日向根・長谷戸が学区から外された経緯がある。

平成30年11月8日

横浜市教育委員会 教育長 鯉淵 信也 殿

学校問題を考える会

代表 馬淵 隆 (他5名)

横浜市神奈川区菅田町

綴名署願請

菅田南町 1102筆

西菅田団地 696筆

合 計 1798筆

平成30年11月8日

学校問題を考える会
代表 馬淵 隆

菅田南町

1102筆

菅田小学校存続に関する請願 署名簿

【要旨】 横浜市学校規模適正化等委員会では「池上小学校・菅田小学校」規模適正化等検討部会運営要綱に基づき第1回検討部会が平成30年1月、第2回が3月に実施されました。

この内容については各戸に「検討部会ニュース」（緑色用紙）として配布されご高覧頂いているものと拝察しております。この第2号資料には「両校を統合することを前提に検討する」と結論付けています。

私たちの会「学校問題を考える会」ではこの進め方について疑問を持っていたところ、地域の人達からも同じ様な疑問を投げかけられ、先般（8月18～19日）地域の人達と学校問題について話し合う会（シボジウム）を開催し話し合いました。

その結果、参加者全員が菅田小学校存続を希望されましたので下記請願に示す内容にて地域の皆様による声を教育委員会に提出し、学校存続の請願をする為署名にご協力下さいますようお願いいたします。

【請願】 菅田小学校の学区を菅田南町に変更し、存続校とする

【理由】

- ① 教育委員会の基本方針にある「地域と十分に調整を図り、理解と協力を得る」事がなされないで結論を出すのはおかしい。
- ② 菅田南町は昭和25年以降町政が図られており、学区を南町に戻せば児童数増加により小規模校は解消される。
- ③ 菅田南町を学区とすれば学区内自治会として統一される。

【署名】 上記【請願】に賛同し、署名します。

1 - 1

氏 名	住 所

【提出先】 横浜市教育委員会 教育長宛

(注) 菅田南町とは昭和25年に広い菅田町を菅田南・東町に区分し町政を図った。南町は旧谷戸：赤坂・出戸・日向根・長谷戸で構成し、菅田小は日向根・長谷戸が学区から外された経緯がある。

実施者 学校問題を考える会
代表 馬淵 隆

地 團 田 管 西

筆 6 9 6

教委第 46 号議案

教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 30 年 12 月 7 日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

学校運営協議会の設置及び全ての委員の任命を教育長の専決事項とするため、教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正したいので提案する。

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に委任する事務等に関する規則（昭和29年2月横浜市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第9号を次のように改める。

(9) 学校運営協議会の設置及び委員の任命に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育長に委任する事務等に関する規則 新旧対照表 (抜粋)

現行	改正後 (案)
<p>(教育長に専決させる事務)</p> <p>第4条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項は、教育長に専決させる。</p> <p>(第1号から第8号まで省略)</p> <p>(9) 学校運営協議会の委員の任命 <u>(新たに学校運営協議会を設置した場合の委員の任命を除く。)</u> に関する事。</p> <p>(第10号及び第11号省略)</p>	<p>(教育長に専決させる事務)</p> <p>第4条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項は、教育長に専決させる。</p> <p>(第1号から第8号まで省略)</p> <p>(9) 学校運営協議会の<u>設置及び委員の任命</u>に関する事。</p> <p>(第10号及び第11号省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について

1 趣旨

第3期横浜市教育振興基本計画に掲げる学校運営協議会の全校設置に向けた状況を踏まえ、学校運営協議会の設置及び委員の任命について「教育長に専決させる事務」とし、これに伴い、教育長に委任する事務等に関する規則（以下「委任規則」という。）を一部改正します。

2 改正の理由

平成29年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会（以下「協議会」）の設置が努力義務化されました。これを踏まえ、第3期横浜市教育振興基本計画の策定にあたり、平成34年度末までに全校設置の目標を掲げています。この目標の達成のためには、年間80校程度で設置する必要があるため、全ての協議会の設置及び委員の任命について審議を行うことは相当な時間を費やすこととなります。

全校設置に向けた設置数の状況を考慮し、協議会の設置及び委員の任命について、教育長に専決させる事務として、委任規則を改正します。

3 委任規則改正による効果

- (1) 教育委員会の審議の集中化
- (2) 協議会の設置及び委員の任命における事務の省力化
- (3) 学校運営協議会の設置時期の柔軟化

*なお、規則改正後も教育委員会による適切な管理・監督を行うため、協議会の設置について速やかに報告するとともに、各年度の協議会全体の活動報告を引き続き実施します。

4 規則改正の内容

改正前	改正後（案）
（教育長に専決させる事務） 第4条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項は、教育長に専決させる。 （第1号から第8号まで省略） （9） <u>学校運営協議会の委員の任命（新たに学校運営協議会を設置した場合の委員の任命を除く。）</u> に関する事。 （第10号及び第11号省略）	（教育長に専決させる事務） 第4条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項は、教育長に専決させる。 （第1号から第8号まで省略） （9） <u>学校運営協議会の設置及び委員の任命</u> に関する事。 （第10号及び第11号省略）

教委第 47 号議案

横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について

横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 30 年 12 月 7 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

学校長の専決事項の一部を変更するため、横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第47号

横浜市教育委員会事務局等専決規程（平成3年3月横浜市教育委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月7日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

第10条の見出しを「(教職員労務課長専決事項)」に改め、同条中「教職員厚生課長」を「教職員労務課長」に改める。

第15条第2項中「諸手当（児童手当を除く。）」を「通勤手当」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この達は、平成31年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市教育委員会事務局等専決規程 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(教職員厚生課長専決事項)</p> <p>第 10 条 教職員厚生課長 が専決できる事項は、次のとおりとする。 (第 1 号及び第 2 号省略)</p> <p>(学校長及び校長代理専決事項)</p> <p>第 15 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、義務教育諸学校の学校長は、当該学校の職員の <u>諸手当(児童手当を除く。)</u> の認定に関する事項を専決することができる。</p>	<p>(教職員労務課長専決事項)</p> <p>第 10 条 教職員労務課長 が専決できる事項は、次のとおりとする。 (第 1 号及び第 2 号省略)</p> <p>(学校長及び校長代理専決事項)</p> <p>第 15 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、義務教育諸学校の学校長は、当該学校の職員の <u>通勤手当</u> の認定に関する事項を専決することができる。</p>	

横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について

1 趣旨

学校における事務作業の負担軽減を目的として、諸手当認定などの一部決裁について最終決裁者を学校長から教職員労務課長へ変更します。これに伴い、横浜市教育委員会事務局等専決規程の改正を行います。

2 改正が必要となる規程

(1) 規程の改正

横浜市教育委員会事務局等専決規程

決裁者変更に伴い、学校長および校長代理専決の諸手当の認定に関する対象を通勤手当のみとする改正を行います。

(2) 施行期日

平成31年2月1日

3 軽減される業務内容

この改正により、次の認定業務に関する副校長の承認及び校長の決裁が不要となります。

- (1) 扶養親族異動届・扶養控除（全校で年間約7,000件）
- (2) 住居手当・住所届（全校で年間約6,000件）

また、この改正と合わせて事務処理の見直しを行います。これにより、次の業務に関する校長・副校長の確認が不要となります。

- (1) 給与口座の届出（全校で年間約9,000件）
- (2) 出張旅費の経路確認（全校で年間約41万7000件）

教委第 48 号議案

横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針の改訂について

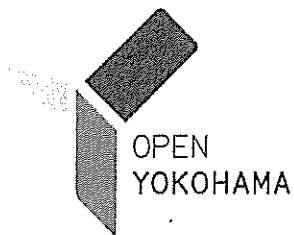
横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針の改訂原案を次のとおり作成する。

平成 30 年 12 月 7 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」（平成22年策定）について、横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申及び改訂素案への市民意見募集の結果を踏まえ、同基本方針を改訂するため、改訂原案を別添案のとおり作成する。



(案)

横浜市立小・中学校の通学区域制度
及び学校規模に関する基本方針
(改訂原案)

2018 (平成30) 年 月

横浜市教育委員会

はじめに

本市では昭和40年代から50年代にかけての人口急増期に、約250校の小・中学校を新たに設置してきた。しかし、全国的な少子化を受け、児童生徒数が減少した地域も多くなっており、一方で、近年の大規模マンションの建設等により、児童生徒数が急増している地域も見受けられる。

こうした児童生徒の居住分布の偏在に伴い、学校規模に不均衡が生じ、併せて通学区域に関する課題を抱える地域も発生してきた。このような状況を踏まえ、本市では2010（平成22）年12月に「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針（以下、基本方針）」を策定し、基本方針に基づき通学区域の変更や弾力化、学校統合、学校新設等による学校規模の適正化方策に取り組んできた。

現在も基本方針に基づき適正化を推進しているが、取組を進める中で、基本方針では解決できない課題や学校施設に関する新たな課題等も発生してきている。また、基本方針を策定してから7年以上経過しているため、時代のニーズに合わせた方策も必要となっている。

そこで、基本方針に基づき推進してきた事業の振り返りや現在の状況などを考慮したうえで、基本方針の見直しを行うため、教育委員会より、学識経験者や保護者代表、地域代表、学校関係者等からなる附属機関の「横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下、検討委員会）」に諮問し、基本方針の見直しについて、延べ6回の検討委員会で議論を行った。議論の内容については、2018（平成30）年7月に答申として教育委員会へ提出された。

この検討委員会の答申を踏まえ、市立小・中学校の教育水準の維持向上を引き続き図るため、このたび、基本方針を改訂する。

基本方針では、児童生徒の教育環境改善に向けて、少子化により今後見込まれる児童生徒数の減少や他の教育施策、厳しい財政状況等を踏まえたうえでの考え方を示した。これからの子どもたちにとって、大きな教育効果が得られるよう、基本方針に基づき事業を推進する。

目 次

I 基本方針の目的と位置付け	3
1 基本方針の目的	
2 基本方針の位置付け	
II 背景	4
1 児童生徒数の推移	
2 小規模校、準適正規模校(従前:大規模校)、過大規模校の推移	
(1) 小規模校の推移	
(2) 準適正規模校、過大規模校の推移	
3 学校施設の建替えの必要性	
(1) 現状	
(2) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」について	
4 学習指導要領の改訂	
5 横浜市学校規模適正化等検討委員会の設置	
(1) 横浜市学校規模適正化等検討委員会	
(2) 部会	
III 課題	9
1 通学区域制度の課題	
(1) 通学区域について	
(2) 通学距離について	
(3) 通学区域の弾力化について	
2 学校規模の適正化に係る課題	
(1) 適正な学校規模の考え方について	
(2) 小規模校の対策について	
(3) 過大規模校の対策について	
IV 通学区域制度	12
1 通学区域制度の法的根拠	
2 通学区域制度の基本的な考え方	
3 通学区域設定にあたっての考え方	
4 通学区域の適正化方策	
5 遠距離通学支援策についての考え方	
6 通学区域の弾力化	
V 適正な学校規模について	16
1 適正な学校規模の考え方	
2 学校規模の適正化方策	
(1) 基本的な考え方	
(2) 小規模校対策について	
(3) 過大規模校対策について	
VI その他の方策についての考え方	20
1 適正化方策の推進	
2 情報の提供	
3 基本方針の見直し	

I 基本方針の目的と位置付け

1 基本方針の目的

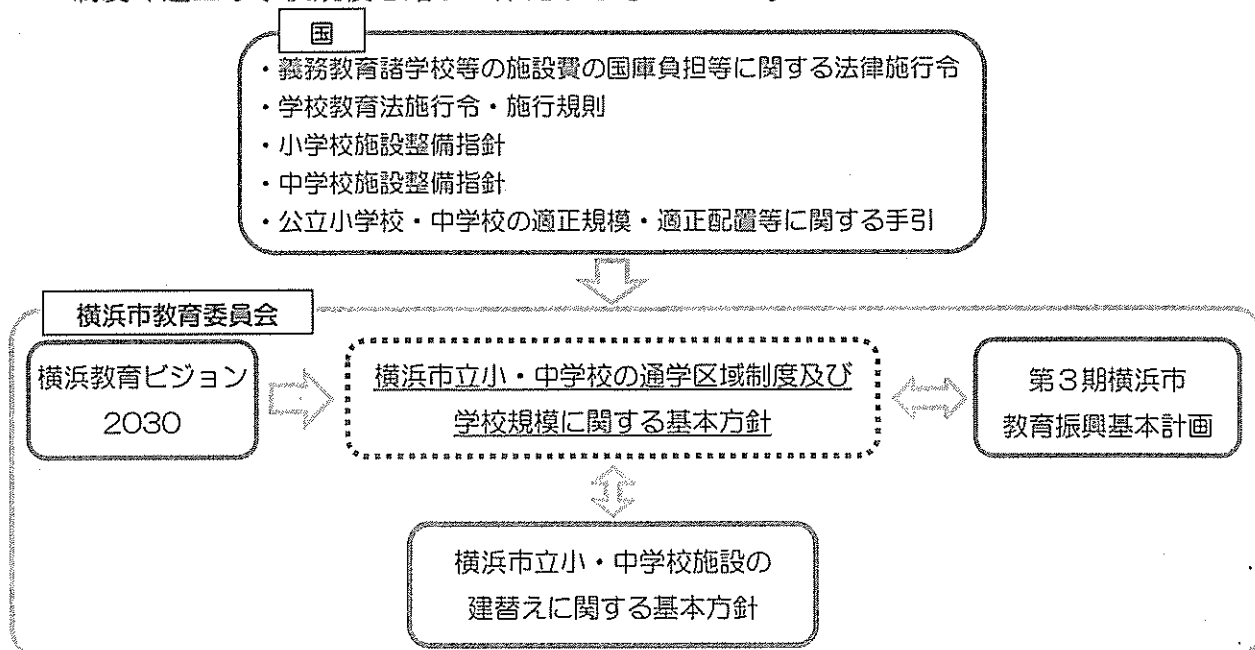
本市では、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校あわせて509校（2018年度時点）の市立学校を設置している。このうち児童生徒数が増加したことにより新設した小・中学校も、少子化により児童生徒数は減少の傾向にある。一方で、近年の大規模マンションの建設等により、児童生徒数が急増している小・中学校もあり、児童生徒の居住分布の偏在等により通学区域の調整が必要となっている。

本基本方針は、市立小・中学校の通学区域制度や適正な学校規模について定めるとともに、通学区域の調整や学校統合、学校新設など、小規模校の適正規模化や過大規模校の対策等についての考え方を示すことで、子どもたちの教育環境改善に資することを目的とする。

2 基本方針の位置付け

横浜の教育が目指す人づくり、横浜の教育が育む力及び横浜の教育の方向性を示す「横浜教育ビジョン2030」では、「横浜の教育の方向性」において、豊かな教育環境を整えることとしている。本基本方針は、「横浜教育ビジョン2030」の実現に向けて、児童生徒が安全・安心でより良い環境の下に教育を受けられるよう、児童生徒数の減少や、急増地域への対応による学校規模の適正化等、具体的な方策の方向性を示すものである。

また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」、「学校教育法施行令・施行規則」や文部科学省の定める「小学校施設整備指針」、「中学校整備指針」、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等で示される通学区域制度や適正な学校規模を踏まえ策定するものである。



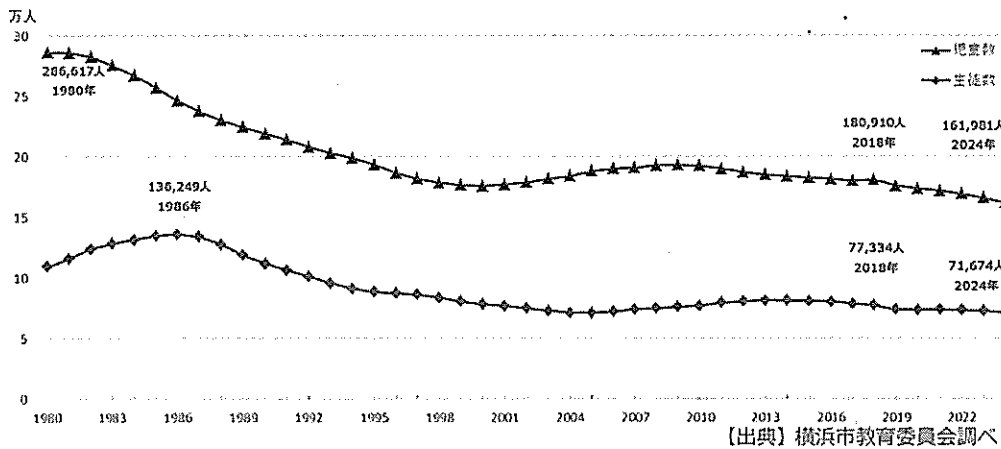
Ⅱ 背景

1 児童生徒数の推移

市立小・中学校の児童数は1980（昭和55）年度、生徒数は1986（昭和61）年度をピークに減少している。2018（平成30）年度には児童数180,910人、生徒数77,334人となっており、ピーク時と比べると児童数は約63%、生徒数は約57%程度となっている。また、義務教育人口推計（2018年度時点）によると、2024（平成36）年度には児童数161,981人、生徒数71,674人となり、更なる減少が見込まれている。

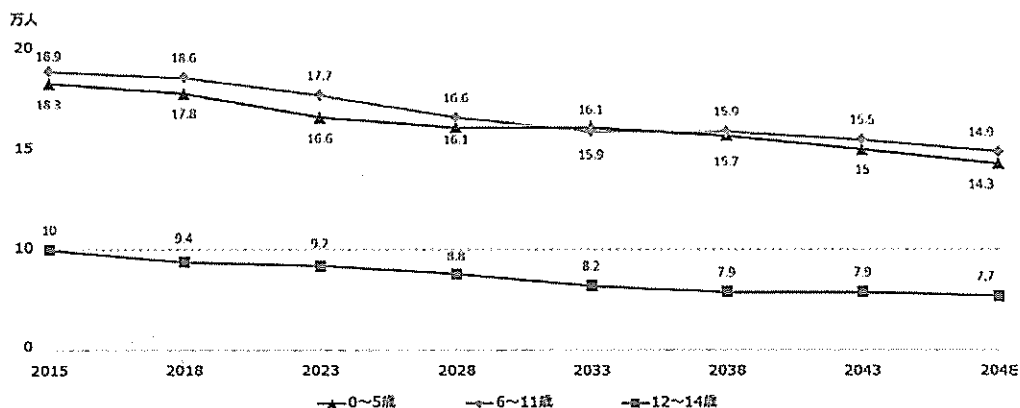
なお、長期的な推計の「横浜市将来人口推計」によると、今後も学齢期人口の減少が続き、2048年には現在（2018年）と比べ約2割の減少が見込まれている。

〈市立小・中学校の児童生徒数の推移〉



（注）2018（平成30）年度までは5月1日時点の実数値で個別支援学級を含む、2019（平成31）年度以降は義務教育人口推計（2018年度時点）に基づく推計値で個別支援学級を除く。

【参考】将来人口推計（15歳未満の推計値）



横浜市政策局作成「横浜市将来人口推計（2017年12月）」より作成

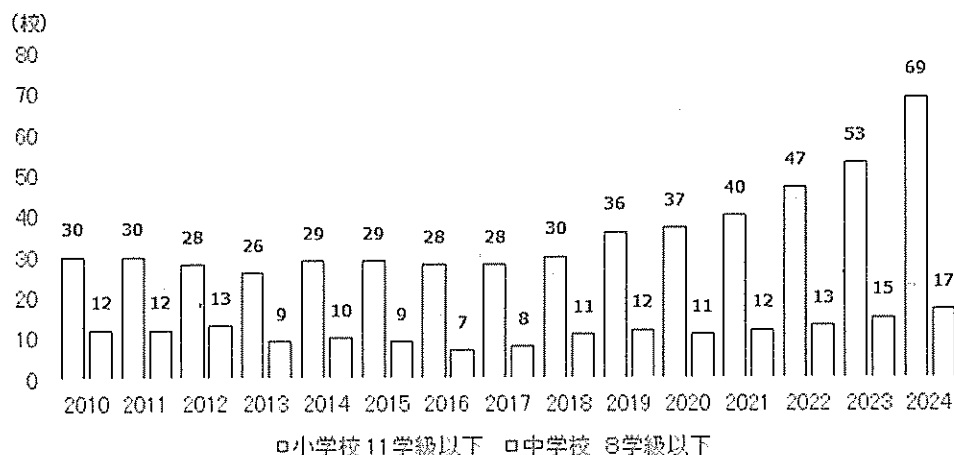
2015（平成27）年国勢調査の結果を基準とした、コーホート要因法（出生・死亡・転出入を個別に推計し合算）による2048年までの推計値。

2 小規模校、準適正規模校（従前：大規模校）、過大規模校の推移

(1) 小規模校の推移

小規模校については、学校規模の適正化の取組を進めてきたことで、小・中学校ともおおむね一定の学校数で推移している。しかし、今後は、中学校についてはおおむね横ばいの学校数で推移するが、小学校については増加し、2024（平成 36）年度には 69 校になると見込まれている。

〈小規模校数の推移〉



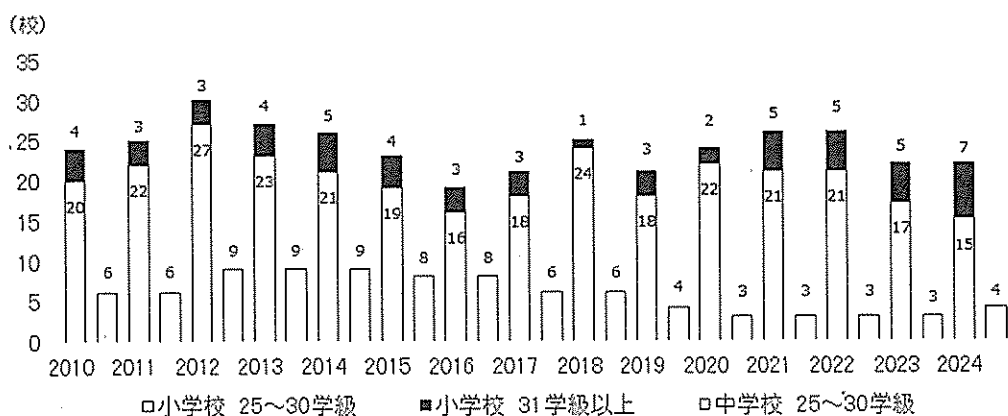
【出典】横浜市教育委員会調べ

(注) 2018（平成 30）年度までは 5 月 1 日時点の実数値、2019（平成 31）年度以降は義務教育人口推計（2018 年度時点）に基づく推計値。

(2) 準適正規模校、過大規模校の推移

義務教育人口推計（2018 年度時点）では、今後、小・中学校の児童生徒数は緩やかな減少傾向にあるが、児童生徒数の急増する地域などもあるため、引き続き、一定数の準適正規模校、過大規模校が存在すると見込まれている。

〈準適正規模・過大規模校数の推移〉



【出典】横浜市教育委員会調べ

(注) 2018（平成 30）年度までは 5 月 1 日時点の実数値、2019（平成 31）年度以降は義務教育人口推計（2018 年度時点）に基づく推計値。なお、期間中 31 学級以上の中学校はありません。

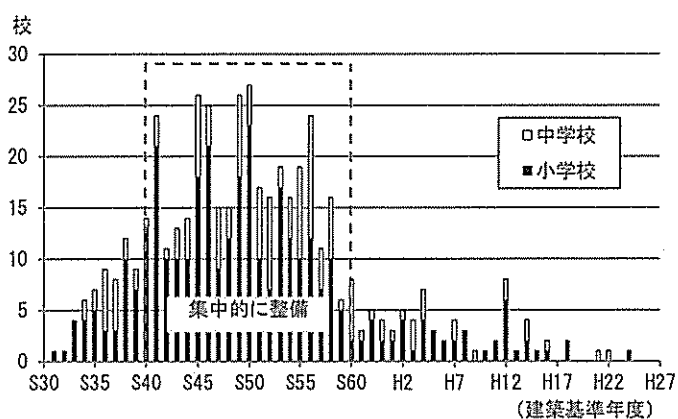
3 学校施設の建替えの必要性

(1) 現状

本市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて集中的に学校施設を整備している。全国的には築40年ほどで建替えを行っているが、本市における現状では6割以上の学校が築後40年を経過している状況にある。10年後には、この割合は9割近くになると見込まれており、老朽化対策の必要がある。

また、本市の小・中学校施設のほとんどが現行の整備の基準を下回っている状況にある。大規模な住宅開発等により、頻繁に増築が行われており、グラウンドの面積は、全国の政令指定都市や東京都区部と比べても最低水準にあるほか、当初の施設配置と異なり、非効率な施設状況となっている学校が多くある。

【参考】市立小・中学校の建設年度



【出典】横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針

(2) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」について

2017（平成29）年5月に策定された「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」では、1981（昭和56）年度以前に建設された学校施設を対象とし、地域住民の声を反映しながら1校1校最善の形で建替えを進めていくこととしている。

前述の方針では、建替校選定の考え方として、築年数の古い学校から行うこと、全面建替えを基本とすることなどを定めている。また、より良い教育環境の整備を目指し、最新の整備の基準や仕様を基に施設計画を行い、建物及びグラウンド等の必要面積を確保するため、建物の高層化等を検討している。

また、建替校の選定においては、「学校統合」や「機能改善」、「複合化」の視点からも必ず検討し、効率性や事業効果を総合的に考え、学校施設の建替えを進めることとしている。特に「学校統合」については、学校施設の建替えと併せて行うことで、統合後の教育環境の大幅な改善に加えて、建替中に一方の学校を仮校舎として使用するなど、工事によって学校施設の使用が制限される期間の短縮及び機能の維持を図る考えが示されている。

4 学習指導要領の改訂

学習指導要領は、時代の変化や児童生徒の状況、社会の要請等を踏まえ改訂されてきており、教育活動の更なる充実が図られている。

2020（平成32）年度より小学校、2021（平成33）年度より中学校において全面実施となる今回の改訂では、知識の理解の質を高め、資質や能力を育む『主体的・対話的で深い学び』を目指し、『何ができるようになるか』を明確化するとしている。また、新学習指導要領の総則解説では、学校教育には、児童生徒が様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことが求められていると述べられており、「横浜教育ビジョン2030」や「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 総則・総則解説」でも多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を進めていく旨が記載されている。

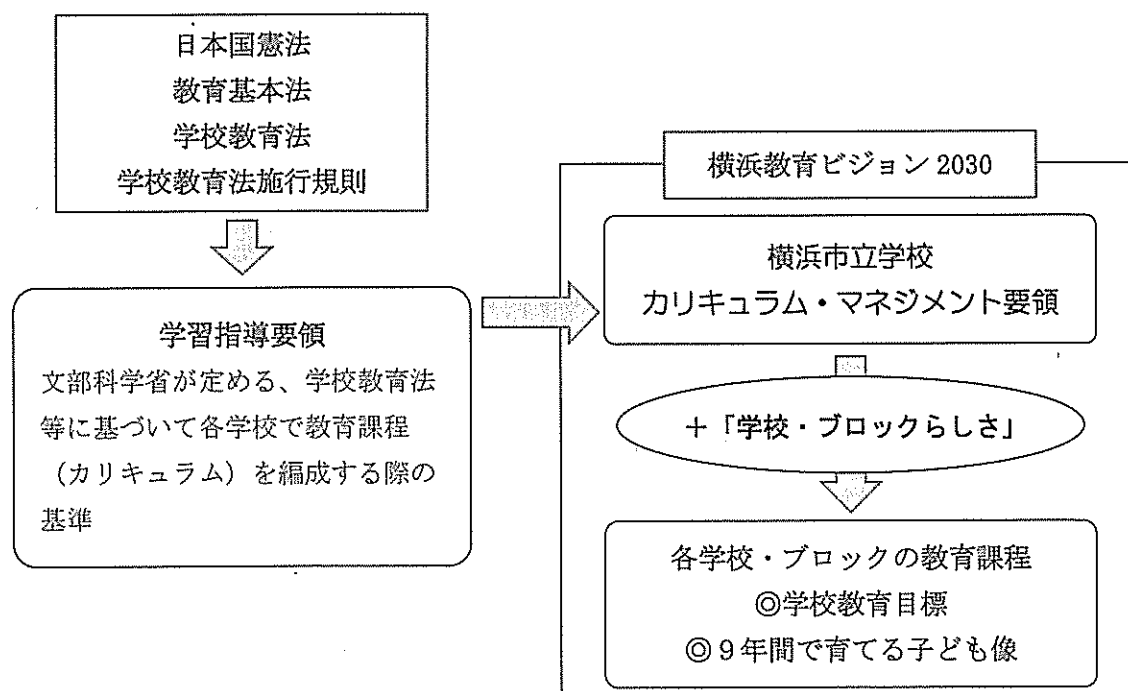
このように、これからの学校教育には、人と人との関わり合いを大切にしながら多様性を認め、協働性を発揮して自己実現を図る子どもの育成が求められている。

このことから、各学校においては、多様な人間関係を構築する環境を、学校内外において意図的に創出することが期待されている。

また、児童生徒の資質や能力を着実に育むためのきめ細やかな指導を組織的かつ効果的に展開するために、小学校では一部教科分担制を導入して学年経営を強化したり、中学校では生徒一人ひとりの関心や意欲に応じた指導を工夫したりするなど、学校教育の充実を図る必要がある。そのためには、一定程度の学級数が求められる。

【参考】「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の位置付け

「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」とは、「横浜教育ビジョン2030」の理念を踏まえ、『横浜の教育が目指す人づくり』を実現するため、教育課程に関する横浜市教育委員会の基準として策定されたものである。



【出典】横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 総則・総則解説

5 横浜市学校規模適正化等検討委員会の設置

(1) 横浜市学校規模適正化等検討委員会

横浜市立小・中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域の適正化及び弾力化並びに規模の適正化を推進するなどの目的で、教育委員会の附属機関として、「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」(2013年9月施行、以下条例)に基づき横浜市学校規模適正化等検討委員会を設置している。

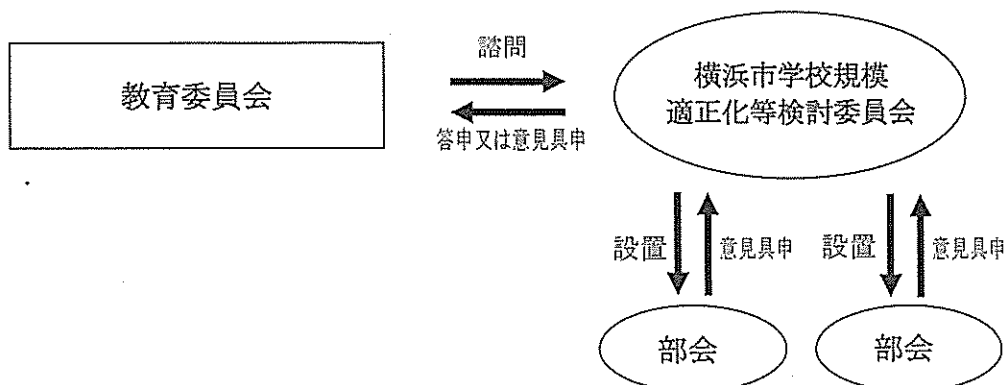
所掌事務のうち、市全体にかかわること、基本的な考え方については、横浜市学校規模適正化等検討委員会において検討し、各地域の具体的な調査審議については、条例第8条により、必要に応じて、部会を設置して検討することとしている。

横浜市学校規模適正化等検討委員会条例
第2条(所掌事務)より一部抜粋 1 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、小中学校等に関する次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。 (1) 通学区域、規模、配置等の基本的な事項に関すること。 (2) 通学区域の適正化及び弾力化に関すること。 (3) 規模の適正化に関すること。 (4) 配置に関すること。 (5) その他教育委員会が必要と認める事項。
第8条(部会)より一部抜粋 1 委員会に、部会を置くことができる。 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員30人以内をもって組織する。

(2) 部会

小規模校及び過大規模校対策については、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化等の検討を行うことを目的とし、必要に応じて、保護者や地域関係者、学校長等により構成される部会を設置している。

小規模校については、通学区域の変更や弾力化等について検討し、実施できない場合や実施によっても課題が解消しない場合には、学校統合について検討している。過大規模校については、通学区域の変更や弾力化及び分離新設等について検討している。



Ⅲ 課題

1 通学区域制度の課題

(1) 通学区域について

児童生徒が住所によって指定された学校に通学できるよう、通学区域を設定しているが、地域コミュニティとの関係や行政区、小中一貫教育の推進にあたり、小・中学校の通学区域が一致しない問題などに対し、その解消に向けた対策が必要である。

ただし、通学区域を検討するにあたっては、長年にわたって通学区域が地域に定着していることに配慮する必要がある。

(2) 通学距離について

これまでの基本方針では、徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力や通学安全、生活への影響を考慮し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2キロメートル以内、中学校では片道おおむね3キロメートル以内としている。

この考え方にに基づき、これまで望ましい通学距離となるように通学区域変更などの諸方策を進めてきた。

しかし、このような方策を講じても、指定校までの通学距離が望ましい通学距離を超えてしまうケースや、学校統合の実施に伴い、複数の学校の通学区域を1つの通学区域とすることにより、統合校の通学区域が望ましい通学距離を超えてしまうケースが発生している。

特に今後、学校統合等による学校施設の建替えに伴い、一時的に他の施設を活用する場合、望ましい通学距離を著しく超えることも考えられる。

(3) 通学区域の弾力化について

これまで基本方針に基づき、保護者や地域住民の信頼に応える学校づくりを推進し、学校選択の機会を拡大する観点から、通学区域の一層の弾力化を推進してきた。

特別調整通学区域制度については、学校規模の適正化や地域コミュニティ等との整合性を図るため、設定区域は拡大している。指定地区外就学許可制度については、特別調整通学区域の設定区域の拡大などにより、利用者数は減少傾向にある。引き続き、各制度の認知度を高めるため、制度の周知に取り組む必要がある。

一方で、通学区域特認校制度については、制度創設時と比較して指定校数や申請者数ともに減少しており、制度の見直しが必要である。

また、学校選択制については通学区域の弾力化の一方策として検討すべきものであるが、住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とする中で、その目的を明確に位置づけることや、保護者や地域住民のニーズの把握及び先行導入した他都市の事例なども踏まえ、今後、具体的な方策を検討する必要がある。

【参考】本市がこれまでに推進してきた通学区域の弾力化の制度内容

◎特別調整通学区域制度

学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度。

◎指定地区外就学許可制度

児童生徒に個々の事情がある場合には、住所によって指定された学校以外の学校に通学することができる制度で、特定の理由に該当する場合に適用される。学校の施設状況等により受入が困難な場合もある。

◎通学区域特認校制度

基礎・基本の習得など、必要な教育水準を備えたうえで、新たな取組を実践している学校「PSY:パイオニアスクールよこはま（2013年度をもって事業終了）」の指定を受けた実績があり、引き続き特色ある教育を実践していく学校の中から、各学校からの発意や施設状況等により教育委員会が通学区域特認校として指定。保護者が、真にその通学区域特認校の有する特色の中で児童生徒に教育を受けさせたいという場合に、通学区域外から通学状況等の条件について考慮したうえで、その通学区域特認校への就学を認める制度。

2 学校規模の適正化に係る課題

(1) 適正な学校規模の考え方について

今後の児童生徒数の推移を踏まえ、これまでの基本方針で定められている学校規模の考え方について、改めて確認する必要がある。

これまでの基本方針においては、諸施策の推進にあたり、小・中学校において12～24学級を「適正規模校」として位置付けている。また、学校規模が適正規模の範囲にある場合でも、教室不足により仮設校舎を設置しているなどの場合、その解消を含めた対策の検討が必要である。

また、小・中学校において、25～30学級をこれまで「大規模校」と位置付けていたが、特別教室等が充足している場合には、適正規模校と遜色ない教育活動を進めることができるとしており、「大規模校」の考え方についても検討が必要である。

(2) 小規模校の対策について

今後、少子化に伴い小規模校は増加すると見込まれているが、これまでの基本方針に基づいた小規模校対策では、小規模校の解消が困難な地域が多くなることが予想される。

《これまでの小規模校の対策における課題》

① 学校統合を実施すると望ましい通学距離を超える
これまでの学校統合では、望ましい通学距離（小学校片道おおむね2キロメートル以内、中学校片道おおむね3キロメートル以内）を超えない範囲で検討が進められてきたため、望ましい通学距離を超える学校において学校統合が進んでいない。
② 学校統合の対象となる小規模校等がない
これまで学校統合により、統合校の学校規模が恒常的に25学級以上となるような場合については、学校統合の対象から除くこととしていたため、適正規模化が進まない地域がある。
③ 学校施設の規模に限界がある
既存の学校の施設規模で、統合校において児童生徒を受け入れられない場合には、学校統合を進めることが難しくなっている。学校統合により、少人数指導で活用している多目的教室などの教育上必要な諸教室を確保することが困難になり、学校統合が進まない地域がある。

(3) 過大規模校の対策について

今後減少すると見込まれる児童生徒数の推移を踏まえ、人口急増が一過性である場合等の対応としては、これまでの分離新設等による対応策だけではない、過大規模校の対策の検討が必要となっている。

なお、新たな都市計画や住宅開発等によって、児童生徒数が急増している学校については、これに対応するための教室の内部改修や校舎の増改築を行うスペースの確保ができない場合があることから、施設の整備によらない対応策の検討が必要である。

IV 通学区域制度

1 通学区域制度の法的根拠

学校教育法施行令第5条第2項により、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合又は当該市町村の設置する中学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。」と定められている。これを受けて、「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」により、通学区域を定め、これに基づき就学すべき学校を指定している。

2 通学区域制度の基本的な考え方

これまでの通学区域制度は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。

文部科学省の定める「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」（2016年3月）においても、通学距離の長距離化による児童生徒の負担や、隣接校の学校規模・通学区域、児童生徒の居住分布、通学経路の安全性等に配慮することが望ましいとしている。

本市では現在、「学校運営協議会」を設置する学校が増加するなど、保護者、地域、学校及び教育委員会が一体となって「地域とともにある学校づくり」を推進している。また、学校が、地域コミュニティの場としての役割を高く担っている現状において、学校に通う児童生徒が自分達の生活圏の中で学校を捉え、同じ地域の中で成長していくことが重要となっていることから、今後も、これまでと同様に、住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とする。

その上で、指定校が必ずしも直近校ではないなど、通学距離に関する問題や、地域コミュニティの関係として、同一自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通えない、あるいは小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっている、通学区域が複数の行政区にまたがっているなどの問題、また保護者等から一層の弾力化を望む声が多くある。このような通学区域に関する問題を解消し、児童生徒の教育環境を改善するため、通学区域の変更や弾力化の方策を、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら進めていく必要がある。

【参考】学校運営協議会

学校運営協議会は、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域とともにある学校をつくとともに、より良い教育の実現を目的に設置する合議制の機関である。

<学校運営協議会の主な役割>

- ・「校長の作成する学校運営の基本方針を承認する」
- ・「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる」
- ・「教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる」

3 通学区域設定にあたっての考え方

「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」、「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。

設定にあたっては道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。

① 学校規模

小規模な学校と大規模な学校が隣接するなど、学校規模に不均衡が生じている場合は、各学校が適正規模となるように、通学区域の設定・変更等を検討する。

② 通学距離

本市では、市域の大半が市街地であり、その道路交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は難しいことから、徒歩による通学を原則とする。徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2キロメートル以内、中学校では片道おおむね3キロメートル以内とする。

【参考】国の通学距離の考え方

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

(適正な学校規模の条件)

第1項第2号「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。」

第3項「統合後の学校の(中略)通学距離が第1項(中略)第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該(中略)通学距離は、同項(中略)第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。」

③ 通学安全

児童生徒の通学時における安全を確保するため、道路交通事情をはじめとする通学路の安全環境を見極めた上で、関係区局で連携し、通学区域の設定や変更等を検討する。

④ 地域コミュニティ(自治会・町内会等)や行政区

自治会・町内会区域を分割する通学区域において、地域からまとまった要望が出た場合は、同一の自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通学することができるようにするなどの見直しを検討する。また、通学区域の設定・変更等にあたっては、行政区境との関係にも配慮する。

⑤ 小学校・中学校の通学区域

小学校の通学区域が2校以上の中学校の通学区域に分かれている場合で、同一中学校への進学者が極端に少なくなるときには、多数の進学者と同一の中学校に就学できるように通学区域の設定や変更、又は特別調整通学区域の設定等を検討する。

さらに、小中一貫教育の推進を考慮した通学区域の設定や変更等を検討する。

4 通学区域の適正化方策

「通学区域の変更」、「特別調整通学区域の設定」を基本として調整し、適正化を進める。

① 通学区域の変更

通学距離、通学安全、地域コミュニティとの関係、行政区、小学校・中学校の通学区域、学校の施設状況による受入れ能力等に支障がない場合、通学区域の変更により適正化を図ることを基本とする。

② 特別調整通学区域の設定

通学区域の変更が諸事情により難しい場合は、特別調整通学区域の設定を検討する。

③ その他の方策

通学距離や通学安全に関する課題が通学区域の変更や特別調整通学区域の設定で解消できない場合、又は諸事情によりその変更や設定ができない場合には、状況に応じた支援策等も検討する。

今後、学校統合やその他状況の変化に対応し、通学距離や通学安全に影響を及ぼす可能性がある場合は、地域状況に応じた支援策等についても検討する。

5 遠距離通学支援策についての考え方

学校統合等による通学区域の拡大や、学校施設の建替えに伴い一時的に他の施設を活用する期間に、望ましい通学距離を著しく超える場合、例外的な対応として、遠距離通学支援策の検討が必要である。また、検討にあたっては、通学距離だけでなく、個別の事情も考慮する必要がある。

6 通学区域の弾力化

保護者や地域住民の信頼に応える学校づくりを推進し、学校選択の機会を拡大していく観点から、学校運営や地域コミュニティに配慮しつつ、通学区域の弾力化を推進する。

① 特別調整通学区域制度

通学区域の適正化や、保護者や地域の要望、地域コミュニティとの整合性の確保などの観点から、特別調整通学区域の設定の検討を進める。

② 指定地区外就学許可制度

これまで許可基準の緩和や申請手続きの簡素化を図ってきたが、今後も引き続き制度を周知するとともに、必要に応じて許可基準の見直しを検討する。

③ 通学区域特認校制度

制度創設時と比較して指定校数や申請者数ともに減少しているため、制度の見直しが必要である。

④ 学校選択制

通学区域の調整をはじめ、特別調整通学区域制度、指定地区外就学許可制度、通学区域特認校制度など、学校選択の機会を拡大する観点から通学区域の弾力化を推進しているが、現行の通学区域制度では、児童生徒や保護者からの要望に十分に答えられていない面がある。

そこで、これらの状況を総合的に勘案し、学校運営や地域コミュニティに大きく影響しない範囲で、従来実施してきた制度に併せて、一定の制限を設けた上で更なる学校選択機会の拡大を図るための新たな方策としての学校選択制については、他都市事例の研究や、保護者や地域住民、学校関係者などからの意見及びニーズを把握して引き続き検討を進める。

V 適正な学校規模について

1 適正な学校規模の考え方

適正な学校規模の考え方については、国における「学校教育法施行規則」や「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」にて考え方が示されており、小・中学校ともに 12～18 学級を標準としている。また、望ましい学級数の考え方として、小学校では全学年でクラス替えが可能な 12 学級以上、中学校では全ての授業で教科担任による学習指導を行うため、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいとしている。

本市においては、教育効果との相関、教員配置など教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的な使用などから総合的に判断し、小・中学校では 12～24 学級を「適正規模校」とし、小学校で 11 学級以下、中学校で 8 学級以下を「小規模校」、中学校における 9～11 学級を「準小規模校」、小・中学校で 25～30 学級を「準適正規模校」、31 学級以上を「過大規模校」とする。

		11	12		24	25	30	31 (学級数)
小学校	小規模校		適正規模校		準適正規模校		過大規模校	
中学校	小規模校	準小規模校	適正規模校		準適正規模校		過大規模校	
	8	9	11	12	24	25	30	31 (学級数)

各規模別の特性

小規模校（小学校 11 学級以下、中学校 8 学級以下）

- 小学校は、11 学級以下ではクラス替えのできない学年が生じるため、人間関係などに問題が生じた場合、解決が困難になりがちである。
- 中学校は、効果的なクラス替えができる各学年 3 学級以上を確保できず、総合的な学習等における課題別学習、部活動等の選択幅が限られやすい。
- 児童生徒同士よく知り合うことができ、人間関係を密にすることができるが、行動範囲や対人関係が狭まり、多様な個性と触れ合える機会に恵まれにくい。そのため、人間関係を修復したり広げたりしていく力や社会性を育てる機会が限られてしまうおそれがある。
- 教職員が校内全員の児童生徒をより深く理解し、個に応じた指導を行いやすい。一方で、一人の教員が担当する校務分掌（児童生徒指導等）が多くなり、学級経営、教科研究などに費やす時間が制約を受ける。
- 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じるおそれがある。また、チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法を取ることが困難となる。
- 新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業ができない場合、子どもの学習の機会や成長の機会に影響するおそれがある。

<ul style="list-style-type: none"> ○体育や音楽等の授業における集団学習や、運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の行事や集団活動の実施に制約が生じる。また、クラブ活動や部活動の種類が限定される。 ○特別教室、体育館、プール等の施設や設備の活用率が低くなりがちである。 ○PTA会員が減少するために、役員が固定化しやすく、また、学校行事などの面で、保護者の負担が大きくなる。 ○男女比の偏りが生じやすい。 	
準小規模校（中学校9～11学級）	
<ul style="list-style-type: none"> ○効果的なクラス替えができる3学級以上を確保できる。 ○適正規模校より全体の生徒数が少ないため、総合的な学習等における課題別学習や部活動の選択の幅が狭くなる場合がある。 	
適正規模校（12～24学級）	
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。 ○学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。 ○学級同士が機会をとらえて様々に関わりあう環境を作ることができる。 	
小学校（1学年2～4学級）	中学校（1学年4～8学級）
<ul style="list-style-type: none"> ○各学年2学級以上あることにより、どの学年でもクラス替えができる。 ○各学年2学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や特別活動等の充実を図りやすい。 ○各学年4学級以下であることにより、児童一人ひとりの個性の伸長、個に応じた適切な教育を行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学年4学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や選択教科の範囲を広げやすい。 ○全校で12学級以上あることにより、原則として各教科複数の教科担当が配置でき、それぞれの教科で組織的な教科経営や生徒指導がしやすい。 ○各学年8学級以下であることにより、生徒一人ひとりを実際に把握し、適切な教育を行いやすい。
準適正規模校（25～30学級）	
<ul style="list-style-type: none"> ○特別教室等が充足している場合は、適正規模校と遜色ない教育活動を進めることができる。 ○教職員数が多いというメリットを活かし、校務分掌の平準化を通じた教職員の負担軽減や円滑な学校運営を行うことができる。それに伴い児童生徒指導及び学習指導の充実を図ることができる。 	
過大規模校（31学級以上）	
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、児童生徒指導を充実させるには規模が大き過ぎる。 ○1つの学校としての一体感を保ち、十分な共通理解を図る面で規模が大き過ぎる。 ○特別教室や体育館、プール等の施設を使用する授業の割り当てが難しくなる。 	

2 学校規模の適正化方策

(1) 基本的な考え方

学校規模の適正化方策については、児童生徒の教育環境の改善のため、積極的に推進する必要がある。保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、通学区域の変更や弾力化等の手法を検討、実施することにより、小規模校、過大規模校の解消を推進する。

また、適正規模校及び準適正規模校でも、教室不足で仮設校舎が設置されている場合や、将来的に教室不足が生じるおそれがある場合は、学校施設の改修だけでなく、早期に通学区域の変更や弾力化等の手法を検討し実施することで、仮設校舎や教室不足の解消を図る。

また、小規模校や過大規模校の状態が解消されない場合やその進行が著しい場合等で、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化等の検討が必要な場合は、「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」に基づき、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう部会を設置し、十分な調整を行う。

(2) 小規模校対策について

小規模校の課題を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的かつ効率的な学校経営を行うために、保護者や地域住民と十分に調整を図り、理解と協力を得ながら、通学区域の変更及び弾力化等を行い学校規模の適正化を推進する。

なお、通学区域の変更や弾力化等が実施できない場合や実施によっても小規模校の状態が解消しない場合については、学校統合について検討を進めることとする。

◎学校統合の対象となる地域
① <u>小規模校の学校が複数近接する地域</u>
② <u>小規模校と適正規模校、又は小規模校と準適正規模校が近接する地域</u> ※学校統合後の学校規模が、恒常的に31学級以上の過大規模校としない範囲とする。
③ <u>小規模化の進行が著しく、教育環境の改善のため早急な対応が必要な地域</u> ※将来小規模化が予測される学校も、小規模校と同様に対象とする。
◎学校統合時の配慮事項
① 学校統合の対象校の児童生徒及び保護者や地域住民に対しては、 <u>対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行う。</u>
② 児童生徒の教育環境が低下することがないように <u>統合校の施設に配慮する。</u>
③ 学校統合前後の過程において、学校間の児童生徒等の交流を実施するための期間設定など、 <u>児童生徒の心理的負担の軽減に努める。</u> また、交流期間においては、必要に応じて、PTA等の組織の再編に係る支援を行い、学校運営や支援活動の滞りがないよう配慮する。
④ 小学校の学校統合については、小中一貫教育の観点から、中学校の通学区域や小中一貫教育推進ブロックに配慮する。
⑤ 学校統合により望ましい通学距離が保てない場合、 <u>通学支援策を検討し実施する。</u>

◎学校統合時の学校施設の考え方
既存の学校施設を活用して統合することを基本とし、既存の学校施設の規模が不足する場合は、施設拡充により対応することも検討する。
◎学校施設の建替検討
学校規模の適正化方策として、学校統合を検討する場合には、検討対象校の学校施設の築年数等を踏まえ、学校施設の建替えも併せて検討する。老朽化対策と機能改善についても検討し、効率的な施設整備を進める。
◎部会の配慮事項
部会を設置して学校規模の適正化に向けた検討を円滑に進めるためには、必要に応じ、学校運営協議会や横浜市学校規模適正化等検討委員会など、外部の知見を参考にする。
◎学校統合によって生み出される旧学校施設の利活用
学校統合によって生み出される土地、建物については、「横浜市資産活用基本方針」及び「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づき、立地特性や地域のニーズ等を十分に把握しながら、本市として、利活用の検討を行う。

(3) 過大規模校対策について

新たな都市計画や、交通網の整備、住宅開発等による児童生徒数の急増により、準適正規模校や適正規模校が過大規模校となることや、教室不足が見込まれ、学校の分離新設や増築等による対策が見込めない場合は、通学支援策を考慮した上で、早期に大幅な通学区域の変更等の検討が必要である。

また、通学区域調整による方策だけでなく、指定校以外の学校へ就学を認める取組を検討するなど、新たな学校規模の適正化方策について検討する必要がある。

分離新設を検討する条件としては、次のとおりとする。

◎分離新設を検討する条件
学級数が <u>31 学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合</u> 。ただし、施設、教育内容、児童生徒指導などに支障がない場合はこの限りではない。
また、準適正規模校（25～30 学級）で、次のような条件に該当する場合も総合的に検討する。
① 児童生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積が著しく狭い場合。
② 設置当初から保有教室数が少なく、かつ増築のスペース確保や内部改修等ができない場合。
③ 分離新設による通学区域の変更に併せ、隣接校の過大規模校化の解消が図られる場合。
<u>なお、分離新設を実施するための予定地の確保が困難な場合は、分離新設以外のその他の方策を柔軟に講じることを検討する。</u>

VI その他の方策についての考え方

1 適正化方策の推進

基本方針に基づく通学区域制度や学校規模の適正化にあたっては、児童生徒やその保護者、さらには地域住民にとって重要なことであるため、児童生徒や保護者、地域住民の意見等も踏まえつつ、中期的な視点で実施していくものとする。

2 情報の提供

小・中学校の通学区域に関する情報は、児童生徒やその保護者にとって重要な情報である。また、学校は、地域社会との深いかかわりをもっており、通学区域は、まちづくりを考える際の地域社会の基盤を形成する単位として、また、地域防災の観点からも重要な要素となっている。

このため、これまでも教育委員会事務局のホームページなどを通じて情報提供に努めてきたが、今後も今まで以上に通学区域制度や学校規模に関する諸施策について、保護者をはじめ広く市民の皆様にも周知するなど、積極的な情報の提供を推進する。

また、市民サービス向上の観点から、通学区域、就学指定に関する相談体制を充実する方策を検討し、方面別学校教育事務所との連携や区役所との調整を検討する。

3 基本方針の見直し

この基本方針は、教育制度改革や市民ニーズの変化等社会情勢を踏まえて必要に応じて見直すものとする。

横浜教育ビジョン2030

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

知 生きてはたらく知 徳 豊かな心 体 健やかな体 公 公共心と社会参画 開 未来を開く志

2018（平成30）年 月 策定

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市教育委員会事務局 施設部 学校計画課

電話 045-671-3252 FAX 045-651-1417

横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針の改訂について

1 趣旨

本市では、22年12月に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針（以下、基本方針）」に基づき、学校規模の適正化等を推進していますが、現行の基本方針の策定から7年以上が経過し、環境の変化に応じた見直しが必要となっています。

横浜市学校規模適正化等検討委員会から受理した答申を踏まえ、改訂素案を本年9月に策定した後、約1か月間の市民意見募集を行い、基本方針の改訂原案（案）を作成しました。

2 市民意見募集について

(1) 市民意見募集実施概要

- | | |
|---------------|---|
| ア 実施期間 | 平成30年9月28日(金)～10月29日(月) |
| イ 意見提出方法 | 郵送、FAX、電子メール、インターネット(投稿フォーム) |
| ウ 改訂素案冊子の配付部数 | 2,700部 |
| エ 周知方法 | 各区役所、市民情報センター、市立学校、広報よこはま、教育委員会ホームページ、ツイッター 等 |

(2) 市民意見募集実施結果

- ア 意見提出状況
 投稿数 93件 意見数 132件

投稿手段	通数
インターネット (投稿フォーム)	87件
郵送	1件
FAX	1件
電子メール	4件
合計	93件

居住地	通数
市内	52件
市外	1件
不明	40件
合計	93件

イ 属性別投稿数

保護者	学校関係者	地域関係者	その他	不明	合計
20件 (21.5%)	4件 (4.3%)	30件 (32.3%)	2件 (2.2%)	37件 (39.8%)	93件

ウ 項目別意見数

項目	意見数	割合
1 通学区域制度について	50件	37.9%
2 学校規模及び配置の適正化について	48件	36.4%
3 その他・全般について	34件	25.8%
合計	132件	100.0%

※全体の意見数に対する割合については、小数点第二位を四捨五入しています。

端数処理の関係で合計が100%とならない場合があります。

エ 主なご意見

項目	主なご意見
【通学区域の設定について】	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅からより近い学校を柔軟に選択できるようにしてほしい。 ・望ましい通学距離について、妥当であると考え。これまで通り、子どもたちの体力や通学安全などにも配慮して検討してほしい。 ・複数の区にまたがるような学区の設定をする時には地域の状況に配慮してほしい。 ・通学区域が地区連合を跨いでいるケースがある。地域コミュニティを大切にしてほしい。
【特認校制度について】	<ul style="list-style-type: none"> ・特認校制度の見直しについて、教員の目が届きやすいという観点で、小規模な学校に遠くから通っているという例がある。制度見直し後も配慮してほしい。
【学校選択制について】	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の通学区域制度は、学校の安定した運営が期待できる一方で、学校間の切磋琢磨や教員間の向上心を育むため、一定の条件のもとに学校選択制を導入することを検討する必要がある。 ・学校選択制については、小規模校の一層の小規模化等の恐れがあると考え。
【小規模校対策の考え方について】	<ul style="list-style-type: none"> ・単級でクラス替えができないことは、子どもにとっても保護者にとっても負担である。 ・学校統合について、配慮事項として、PTA の合流の支援についても出来る限り配慮をしてほしい。
【過大規模校対策の考え方について】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童数が多すぎて、教員が子どもの面倒を見きれない。 ・児童数が急増した際、スクールバスなどを配備して小規模校に児童を誘致することを考えても良いと思う。
【学校施設の建替えについて】	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の建替えを効率的、効果的に進めてください。
【特定の地域に関する具体的な要望等について】	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会のエリア内で学区が分かれており、学区の変更について要望したい。 ・自宅から指定校より近い学校に通学できるようにしてほしい。 ・人口増加が予想される地域について、学校規模適正化の為、通学区域を見直してほしい。
【その他のご意見】	<ul style="list-style-type: none"> ・30 人学級など、一つの学級の人数を減らすことが大事である。 ・小学生の荷物の重量負担を見直してほしい。 ・混雑が激しいため、小学校の児童と中学校の生徒と通学時間がかぶらないようにしてほしい。

オ ご意見への対応状況

意見への対応		意見数	割合
①	ご意見を踏まえ、原案に反映したもの	15 件	11.4%
②	ご意見の趣旨がすでに素案に含まれているもの (賛同意見等含む)	25 件	18.9%
③	ご意見として参考とさせていただいたもの	88 件	66.7%
④	その他	4 件	3.0%
合計		132 件	100.0%

- (3) 意見一覧及び意見に対する考え方・対応
資料「市民意見募集結果一覧」の通り

3 改訂素案からの変更点について

(1) 市民意見募集に基づく変更点

頁	変更箇所	変更前（改訂素案）	変更後（改訂原案）
6	II 背景 3 学校施設の建替えの必要性 (2) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」について	建替校の選定においては、「学校統合」や「機能改善」、「複合化」の視点からも必ず検討することとしている。	建替校の選定においては、「学校統合」や「機能改善」、「複合化」の視点からも必ず検討し、 <u>効率性や事業効果を総合的に考え、学校施設の建替えを進めることとしている。</u>
9	III 課題 1 通学区域制度の課題 (2) 通学距離について	徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力や、生活への影響を考慮	徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力や <u>通学安全</u> 、生活への影響を考慮
12	IV 通学区域制度 2 通学区域制度の基本的な考え方	指定校が必ずしも直近校ではないなど、通学距離に関する問題や、地域コミュニティの関係として、同一自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通えない、あるいは小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっているなどの問題、また保護者等から一層の弾力化を望む声が多くあり、	指定校が必ずしも直近校ではないなど、通学距離に関する問題や、地域コミュニティの関係として、同一自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通えない、あるいは小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっているなどの問題、また保護者等から一層の弾力化を望む声が多くある。
14	IV 通学区域制度 6 通学区域の弾力化 ① 特別調整通学区域制度	通学区域の適正化や、地域コミュニティとの整合性の確保などの観点から、特別調整通学区域の設定の検討を進める。	通学区域の適正化や、 <u>保護者や地域の要望</u> 、地域コミュニティとの整合性の確保などの観点から、特別調整通学区域の設定の検討を進める。
19	V 適正な学校規模について 2 学校規模の適正化対策 (2) 小規模校対策について ◎ 学校施設の建替検討	また、大幅な通学区域の調整についても検討するとともに、増築などの施設整備に係る費用軽減も検討する。	【削除】

(2) その他の主な変更点

頁	変更箇所	変更前（改訂素案）	変更後（改訂原案）
4, 6, 7, 8	II 背景	<ul style="list-style-type: none"> 今後も学齢期人口の減少が続き、2048年には現在（2018年）と比べ約2割の減少が見込まれている。 建替校の選定においては、「学校統合」や「機能改善」、「複合化」の視点からも必ず検討し、効率性や事業効果を総合的に考え、学校施設の建替えを進めることとしている。 	<p>【下線による強調】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>今後も学齢期人口の減少が続き、2048年には現在（2018年）と比べ約2割の減少が見込まれている。</u> <u>建替校の選定においては、「学校統合」や「機能改善」、「複合化」の視点からも必ず検討し、効率性や事業効果を総合的に考え、学校施設の建替えを進めることとしている。</u> <p>（次頁あり）</p>

頁	変更箇所	変更前（改訂素案）	変更後（改訂原案）
4, 6, 7, 8	Ⅱ 背景	<p>・これからの学校教育には、人と人との関わり合いを大切にしながら多様性を認め、協働性を発揮して自己実現を図る子どもの育成が求められている。このことから、各学校においては、多様な人間関係を構築する環境を、学校内外において意図的に創出することが期待されている。</p> <p>・小規模校及び過大規模校対策については、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化等の検討を行うことを目的とし、必要に応じて、保護者や地域関係者、学校長等により構成される部会を設置している。</p>	<p>【下線による強調】</p> <p>・<u>これからの学校教育には、人と人との関わり合いを大切にしながら多様性を認め、協働性を発揮して自己実現を図る子どもの育成が求められている。このことから、各学校においては、多様な人間関係を構築する環境を、学校内外において意図的に創出することが期待されている。</u></p> <p>・<u>小規模校及び過大規模校対策については、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化等の検討を行うことを目的とし、必要に応じて、保護者や地域関係者、学校長等により構成される部会を設置している。</u></p>
10	Ⅲ 課題 1 通学区域制度の課題 (3) 通学区域の弾力化について 【参考】本市がこれまでに推進してきた通学区域の弾力化の制度内容	指定地区外就学許可制度 ・ <u>児童生徒のおかれた個々の事情を判断し住所によって指定された学校以外の学校に通学することができる制度</u>	指定地区外就学許可制度 <u>児童生徒に個々の事情がある場合には、住所によって指定された学校以外の学校に通学することができる制度で、特定の理由に該当する場合に適用される。学校の施設状況等により受入が困難な場合もある。</u>
11	Ⅲ 課題 2 学校規模の適正化に係る課題 (2) 小規模校の対策について 《これまでの小規模校における課題》 ② 学校統合の対象となる小規模校等がない	25 学級以上 <u>（大規模校）</u>	25 学級以上
12	Ⅳ 通学区域制度 2 通学区域制度の基本的な考え方	<u>国の「学校施設整備指針」（2016年3月 文部科学省）</u> においても、通学距離の長距離化による児童の負担や、隣接校の学校規模・通学区域、児童生徒の居住分布、通学経路の安全性等に配慮することが望ましいとしている。	<u>文部科学省の定める「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」（2016年3月）</u> においても、通学距離の長距離化による児童生徒の負担や、隣接校の学校規模・通学区域、児童生徒の居住分布、通学経路の安全性等に配慮することが望ましいとしている。

市民意見募集結果一覧

資料

整理番号	項目区分	意見(公開用)	回答	対応区分
1	(1) 通学区域制度について	望ましい通学距離について、妥当であると考えている。これまで通り、子どもたちの体力や通学安全などにも配慮して検討してほしい。	徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案し、望ましい通学距離を示しています。また、頂いた御意見を踏まえ、「Ⅲ課題1通学区域制度の課題」において「徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力や通学安全、生活への影響を考慮」と修正いたしました。頂いたご意見を踏まえ、通学区域適正化の取組を推進してまいります。	①反映
2	(1) 通学区域制度について	複数の区にまたがるような学区の設定をする時には地域の状況に配慮してください。	頂いた御意見を踏まえ、「Ⅳ通学区域制度2通学区域制度の基本的な考え方」において「指定校が必ずしも直近校ではないなど、通学距離に関する問題や、地域コミュニティの関係として、同一自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通えない、あるいは小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっている、通学区域が複数の行政区にまたがっているなどの問題、また保護者等から一層の弾力化を望む声が多くある。」と修正いたしました。頂いたご意見を踏まえ、通学区域適正化の取組を推進してまいります。	①反映
3	(1) 通学区域制度について	区を跨ぐような通学区域は問題があるのではないかと。	頂いた御意見を踏まえ、「Ⅳ通学区域制度6通学区域の弾力化①特別調整通学区域制度」において「通学区域の適正化や、保護者や地域の要望、地域コミュニティとの整合性の確保などの観点から、特別調整通学区域の設定の検討を進める。」と修正いたしました。頂いたご意見を踏まえ、通学区域適正化の取組を推進してまいります。	①反映
4	(1) 通学区域制度について	通う学校を柔軟に選択できるようにしてほしい。		①反映
5	(1) 通学区域制度について	通学区域については、基本的な考え方を持ったうえで、地域の状況や保護者の考え方に応じて対応していけば良いと思う。		①反映
6	(1) 通学区域制度について	通学区域について、通学距離が長く、坂が多かったり、夏の暑さや不審者等も心配です。はっきりと線引きをせずに近隣の学校から行きたい学校を選択できるようにしてほしいです。		①反映
7	(1) 通学区域制度について	自宅からより近い学校を柔軟に選択できるようにしてほしい。		①反映
8	(1) 通学区域制度について	通学する学校を複数の学校から選択できるよう今後も配慮してほしい。		①反映
9	(1) 通学区域制度について	通学する学校を複数の学校から選べるようにしてほしい。		①反映
10	(1) 通学区域制度について	「安全確保」のために、中学校においても特別調整通学区域の設定を柔軟に進めてほしい。		①反映
11	(1) 通学区域制度について	多くの地域で学校を選択できるというのではないかと考えます。		①反映
12	(1) 通学区域制度について	昨今、子どもの通学中の事件・事故が多く、保護者としてはとても心配です。通学時間の短い学校を選べるようにしてもらいたいです。		①反映
13	(1) 通学区域制度について	通う学校を、近隣の学校から選択できるようにしてあげられるといいと思います。		①反映
14	(2) 学校規模について	学校統合を進める中で、学校施設の建替えを効率的、効果的に進めてください。	頂いたご意見を踏まえ、「Ⅱ背景3学校施設の建替えの必要性」において「建替校の選定においては、「学校統合」や「機能改善」、「複合化」の視点からも必ず検討することとし、効率性や事業効果を総合的に考え、学校施設の建替えを進めることとしている。」と修正いたしました。頂いたご意見を踏まえ、学校規模適正化の取組を推進してまいります。	①反映
15	(2) 学校規模について	「学校施設の建替検討」の項目内に「また、大幅な通学区域の調整についても検討するとともに、増築などの施設整備に係る費用軽減も検討する。」と記載があるが、建替え時に限らず、費用軽減について考えるのは、当然の考え方ではないか。	頂いた御意見を踏まえ、「Ⅴ適正な学校規模について2学校規模の適正化対策(2)小規模校対策について」の、「また、大幅な通学区域の調整についても検討するとともに、増築などの施設整備に係る費用軽減も検討する。」の記載については、建替え時に限らない、基本的な考え方であるとして記載を削除いたしました。頂いたご意見を踏まえ、学校規模適正化の取組を推進してまいります。	①反映

整理番号	項目区分	意見(公開用)	回答	対応区分
16	1	(1) 通学区域制度について 保護者の声に耳を傾けて、学区を決めてほしいと思います。	通学区域の変更や弾力化の方策については、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら進めていくとしています。頂いたご意見を踏まえ通学区域適正化の取組を推進してまいります。	②同趣旨
17	1	(1) 通学区域制度について 通学区域を考える際は距離だけでなく、登下校のルートของ的安全性も考えるべきである。	通学区域設定の考え方については、「通学安全」にも配慮して設定するとしています。頂いたご意見を踏まえ、通学区域適正化の取組を推進してまいります。	②同趣旨
18	1	(1) 通学区域制度について 地域の子どもたちが1つの学校に通学しているほうが地域からの協力を得やすい。	通学区域設定にあたっての考え方については、「地域コミュニティとの関係」にも配慮して設定するとしています。頂いたご意見を踏まえ通学区域適正化の取組を推進してまいります。	②同趣旨
19	1	(1) 通学区域制度について 通学区域が地区連合を跨いでいるケースがある。地域コミュニティを大切にほしい。	通学区域設定にあたっての考え方については、「地域コミュニティとの関係」にも配慮して設定するとしています。頂いたご意見を踏まえ通学区域適正化の取組を推進してまいります。	②同趣旨
20	2	(2) 学校規模について p18「小規模校対策について」の学校統合について、配慮事項として、児童生徒及び保護者や地域住民に対して周知と課題共有を行うとしていますが、引き続きお願いします。	学校統合時の配慮事項として、学校統合の対象校の児童生徒及び保護者や地域住民に対しては、対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行うこととしています。頂いたご意見を踏まえ、学校規模適正化の取組を推進してまいります。	②同趣旨
21	2	(2) 学校規模について 学校統合に伴うPTA同士の交流を促すことは重要である。	学校統合時の配慮事項として、学校統合前後の過程での交流期間においては、必要に応じて、PTA等の組織の再編に係る支援を行ってまいります。頂いたご意見を踏まえ、学校規模適正化の取組を推進してまいります。	②同趣旨
22	2	(2) 学校規模について p18「小規模校対策について」の学校統合について、配慮事項として、PTAの合流の支援についても出来る限り配慮してほしい。	学校統合時の配慮事項として、学校統合前後の過程での交流期間においては、必要に応じて、PTA等の組織の再編に係る支援を行ってまいります。頂いたご意見を踏まえ、学校規模適正化の取組を推進してまいります。	②同趣旨
23	2	(2) 学校規模について 子どもたちの教育環境を考えるうえで、一定の集団規模の中で学校生活を送ることは大切である。多くの個性に触れ合うとともに、互いに意見を言い合い、協力し、時には批判をしようという学校生活が必要なのではないだろうか。	頂いたご意見を踏まえ、学校規模適正化の取組を推進してまいります。	②同趣旨
24	2	(2) 学校規模について 子どもが多く個性と触れ合えるよう、適正な規模の学校を望みます。		②同趣旨
25	2	(2) 学校規模について 子ども達は、集団の中で過ごすことで、競争を通じ成長し、あわせて他人を思いやる気持ちを育むことができると思う。		②同趣旨
26	2	(2) 学校規模について 単級でクラス替えができないことは、子どもにとっても保護者にとっても負担である。		②同趣旨
27	2	(2) 学校規模について 単級で、1学級の人数すらも少ない中で子どもが育っていくのは不安がある。		②同趣旨
28	2	(2) 学校規模について 学校規模の適正化に賛成です。小・中と人数が少ない中で成長すると高校に行った際に、人数の多さに縮こまってしまう可能性があります。適正規模の中で成長した方が、その際に慣れもあり、良いと思います。		②同趣旨
29	2	(2) 学校規模について 社会に出る前に、集団の中で生き抜く力を育む必要があります。学校規模適正化の取組を積極的に推進してください。		②同趣旨
30	2	(2) 学校規模について 子どもたちのため、学校規模の適正化等、教育環境の推進をお願いします。		②同趣旨
31	2	(2) 学校規模について 教員の働き方改革の観点からも、適正な学校規模を確保することは必要だと思います。		②同趣旨
32	2	(2) 学校規模について 子どもたちのことを一番考えると学校規模の適正化は必要だと思います。		②同趣旨
33	2	(2) 学校規模について 学校生活で適度な競争心を育むことは、重要であり、小規模校は問題があると思います。		②同趣旨
34	2	(2) 学校規模について 子ども達の少なくなった学校では運動会等の活気に欠けるように感じます。これらは本来、子ども達の為の行事であり、机上の学習も大事ですが、こういった場で個性を発揮できる子もいます。子ども達の為にも適正な学校規模を維持していただきたいと思います。		②同趣旨
35	2	(2) 学校規模について クラス替えは、人間関係のリセットであり、新しい友達ができる貴重な機会です。クラス替えのできない環境は、子どもが可愛そうです。		②同趣旨

整理番号	項目区分	意見(公開用)	回答	対応区分
36	2	(2) 学校規模について 学校統合に関しては、保護者や地域にとっても大きな不安や不満が生じることは十分に理解できます。しかし、子どもたちのより良い成長のためにも、どこかのタイミングで実施しなくては、問題をより大きくして将来に先送りすることになります。今後様々な困難を乗り越え、果敢に適正規模化に取り組んでください。	頂いたご意見を踏まえ、学校規模適正化の取組を推進してまいります。	②同趣旨
37	2	(2) 学校規模について 少子化が進む中、学校数が変わらないのは違和感がある。学校規模の適正化を進めてほしい。		②同趣旨
38	2	(2) 学校規模について 学校規模による環境格差を縮小してほしい。		②同趣旨
39	3	(3) その他 子どもにとって良い教育環境の整備をお願いします。	頂いた御意見を踏まえ、児童生徒の教育環境改善に向けて、基本方針に基づき事業を推進してまいります。	②同趣旨
40	3	(3) その他 統合は地域にとって大きな出来事です。教育委員会全体で考えて、整合性のある無理のない基本計画にしてください。	頂いたご意見を踏まえ、今後の具体的な事業や取組にあたっての参考にさせていただきます。	②同趣旨
41	1	(1) 通学区制度について 素案14ページ「6 通学区の弾力化」のマル1「特別調整通学区制度」において、「地域コミュニティとの整合性の確保などの観点から」との記載がありますが、「地域コミュニティとの整合性」も大事ですが、それよりも児童の「安全確保の観点」を優先する記載としてください。	通学区設定にあたっての考え方について、「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」、「小学校・中学校の通学区」を総合的に配慮して設定するとしています。頂いたご意見は今後の具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。	③参考
42	1	(1) 通学区制度について 通学区の設定にあたっては、区界や町内会等のエリアを考慮するよりも、幹線道路や河川、線路等の通学安全にも関わる部分で設定範囲を検討していくべきだと思います。行政サービスの適切な適用よりも通学安全等を優先してください。		③参考
43	1	(1) 通学区制度について 連合を分断する学区や、地域防災拠点のエリアと一致しない学区が散見される。また、道1本隔てると指定校が変わることで、友達同士で違う学校に通わなければならないケースもある。		③参考
44	1	(1) 通学区制度について 自転車通学を認めるべきではないか。	本市、市域の大半が市街地であり、その道路交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は困難であることから、徒歩による通学を原則としています。頂いたご意見は今後の具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。	③参考
45	1	(1) 通学区制度について 本来は、指定校が1校となるはずだ。複数校を選択できる地域があるが、この課題への対応と基本方針との関係性はどうか。	特別調整通学区の設定について、通学区の変更による適正化が難しい場合は、特別調整通学区の設定を検討することとしております。また、保護者や地域住民の信頼に応える学校づくりを推進し、学校選択の機会を拡大していく観点からも、学校運営や地域コミュニティに配慮しつつ、通学区の弾力化を推進することとしています。頂いたご意見は今後の具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。	③参考
46	1	(1) 通学区制度について 学区が町内会や連合をまたがっている学校がある。	頂いたご意見は今後の具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。	③参考
47	1	(1) 通学区制度について 自治会町内会のエリア内で学区が分かれていることに不満がある		③参考
48	1	(1) 通学区制度について 小学校と中学校の通学区を一致させる前に、小中一貫教育推進ブロックの通学区と、自治会や地区連合を合わせてほしい。		③参考
49	1	(1) 通学区制度について 先日、軽井沢での事故があった。通学路の問題についても把握していく必要があるのではないか。		③参考
50	1	(1) 通学区制度について 通学路について、現場に近いPTAなどの意見をよく聞いてほしい。		③参考
51	1	(1) 通学区制度について 通学距離の考え方はいいと思う。学校を中心として半径何kmで通学区を設定することもいいかもしれない。		③参考
52	1	(1) 通学区制度について 特別調整通学区設定の検討について、町内会からの申請ではなく、その地域に住んでいる住民からの申請でも、受付可能にしてほしい。		③参考
53	1	(1) 通学区制度について 現行の通学区制度は、学校の安定した運営が期待できる一方で、学校間の切磋琢磨や教員間の向上心を育むため、一定の条件のもとに学校選択制を導入することを検討する必要があると思う。		③参考

整理番号	項目区分	意見(公開用)	回答	対応区分
54	1	(1) 通学区域制度について 学校、教員に適度な緊張感を持たせるために、他都市に倣い学校選択制の導入を検討すべきではないか。	頂いたご意見は今後の具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。	③参考
55	1	(1) 通学区域制度について 他都市を参考とし、学校選択制をとるべきです。		③参考
56	1	(1) 通学区域制度について 学校選択制については、小規模校の一層の小規模化等の恐れがあると考えます。		③参考
57	1	(1) 通学区域制度について 特認校制度の見直しについて、教員の目が届きやすいという観点で、小規模な学校に遠くから通っているという例がある。制度見直し後も配慮してほしい。		③参考
58	1	(1) 通学区域制度について 特認校制度の見直しについて、中学校では部活動などの特色によって選択されている学校もあり、様々な学校事情を踏まえて検討いただきたいと思う。		③参考
59	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関して) 通学区域制度で決まっていることは理解できるが、あるマンションで上層階と下層階で2つの学校に分かれて通っている。このような実態を踏まえて、通学区域制度を考えてほしい。		③参考
60	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関する具体的な要望について) 指定地区外就学許可制度の状態化の解消の為、通学区域の変更要望及び特別調整通学区域の設定を要望します。		③参考
61	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関する具体的な要望) 隣接学区で不均衡が生じているので、学区変更すべきである。		③参考
62	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関する具体的な要望について) 自宅から指定校より近い学校に通学できるようにしてほしい。		③参考
63	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関する具体的な要望について) 通学区域の変更要望。		③参考
64	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関する具体的な要望について) 行政区をまたぐ通学区域について、見直しをしてほしい。		③参考
65	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関する具体的な要望) 通学区域を見直してほしい。		③参考
66	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関する具体的な要望) 学年3学級の中学校と、学年9学級の中学校が隣接しているところがある。通学区域の変更を検討してもらいたい。		③参考
67	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関する具体的な要望について) 自治会町内会のエリア内で学区が分かれており、学区の変更について要望したい。		③参考
68	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関する具体的な要望) 町内会の中で、複数の学校の通学区域があるのですが見直しはできないでしょうか。	③参考	
69	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関する具体的な要望) 通学安全の観点から、特別通学調整区域を設定してほしい。	③参考	
70	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関する具体的な要望) 小学校中学校ともに、人数確保などの理由や形式的な住所割りだけでなく、地域によっては選択区域を取り入れてほしい。児童の気持ちを優先し、多感な大切な時期に余計な不安を抱えないよう考えてほしい。	③参考	
71	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関する具体的な要望) 通学距離や通学安全の観点から、中学校を選択して通えるようにしてほしい。柔軟な対応により、子ども達が安心安全に通学出来る環境を整えてほしい。	③参考	
72	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関する具体的な要望等について) 学校までの距離が遠く、通学する際にバスを利用しての児童がいる。バス代がかからないよう通学区域を見直すか、遠距離通学支援策を検討してほしい。	③参考	
73	1	(1) 通学区域制度について (特定の地域に関して) 保護者は通学区域の変更を、教育委員会から言われるのではないかと不安になっている。具体的な通学区域の変更計画などを出せないものだろうか。	③参考	

整理番号	項目区分	意見(公開用)	回答	対応区分
74	2	(2) 学校規模について 子どもたちのためにも、地域や保護者から反対されても学校規模適正化を推進してほしい。	学校規模適正化の検討が必要な場合は、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら推進していくと考えています。頂いたご意見は今後の具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。	③参考
75	2	(2) 学校規模について 学校統合後の跡地の有効活用も検討してほしい。	学校統合によって生み出される土地、建物については、「横浜市資産活用基本方針」及び「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づき、立地特性や地域のニーズ等を十分に把握しながら、本市として、利活用の検討を行うこととしています。頂いたご意見は今後の具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。	③参考
76	2	(2) 学校規模について 人口減少社会を迎える中、行政の効率性の観点から、学校の整理統合を推進すべきです。	頂いたご意見は今後の具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。	③参考
77	2	(2) 学校規模について 長期的なトレンドとして、子どもの数が減っていくのであれば、学校の整理統合は避けられない。		③参考
78	2	(2) 学校規模について 教育委員会全体として、適正な児童生徒数の減少対策に重点をおいた検討をするべき		③参考
79	2	(2) 学校規模について いじめの問題を考慮すると、クラス替えのできる学級数を確保することは重要だと思います。		③参考
80	2	(2) 学校規模について 都市のコンパクト化に合わせて、学校統合を計画的に進めるべきではないか。		③参考
81	2	(2) 学校規模について 今後、少子高齢化が進展することは分かりきったことである。学校統合は計画的に進めるべきではないか。		③参考
82	2	(2) 学校規模について 学校統合を実施する際は、適正な通学距離になるよう配慮し、保護者とよく話し合って実施してほしい。		③参考
83	2	(2) 学校規模について 今回の改訂において、学校統合をより一層推進していくという考えはあるのか。学校統合により、開校した地域は学校との関係が希薄化してしまう。		③参考
84	2	(2) 学校規模について 適正規模化のために通学区域を変更して、子ども達に負担をかけるのはおかしい。		③参考
85	2	(2) 学校規模について 全市的な少子化傾向の中においても、人口急増地域について、しっかり動向を見極め、学校予定地の確保についてももしっかり見極めてほしい。		③参考
86	2	(2) 学校規模について 児童数が急増した際、スクールバスなどを配備して小規模校に児童を誘致することを考えても良いと思う。		③参考
87	2	(2) 学校規模について 隣り合う小学校で一方の児童数が500人弱、もう一方の児童数が1000人を超えるような状況がある。このような状況を踏まえた上で、学校規模の適正化に向けて検討してほしい。		③参考
88	2	(2) 学校規模について 学級数ではなく、学校建物の規模を基準にして適正な児童生徒数について検討するべきではないか。		③参考
89	2	(2) 学校規模について 児童生徒数の大幅な増加に対応するための改善策としては、施設面の充実とマネジメントを行う副校長等の複数配置等で、考えていくことが可能だと思います。学校規模に合わせた弾力的な施設整備と教職員の配置を検討してください。		③参考
90	2	(2) 学校規模について 学校規模を適正化することの効果について、広報すべきではないか。	③参考	
91	2	(2) 学校規模について 学校統合など適正規模化の効果について検証を行うべきである。	③参考	
92	2	(2) 学校規模について 学校統合後のメリット、デメリットのアンケートや、効果検証の会議を行った方が良いのではないかとと思う。	③参考	
93	2	(2) 学校規模について 学校統合による財政面の効果についても、示していくべきではないか。	③参考	
94	2	(2) 学校規模について (特定の地域に関する具体的な要望について) 今後、開発が見込まれる地域がある為、事前に学校規模適正化の検討をしてほしい。	③参考	

整理番号	項目区分	意見(公開用)	回答	対応区分
95	2	(2) 学校規模について (特定の地域に関する具体的な要望について) 人口増加が予想される地域について、学校規模適正化の為、通学区域を見直してほしい。	頂いたご意見は今後の具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。	③参考
96	2	(2) 学校規模について (特定の地域に関する具体的な要望について) 児童数が多すぎて、教員が子どもの面倒を見きれない。通学区域について、見直しをしてほしい。		③参考
97	2	(2) 学校規模について (特定の地域に関して) 学校統合をしたが再度、小規模になってきている学校がある。近くに統合できる学校はなく、今後どうしていくのか心配だ。		③参考
98	2	(2) 学校規模について (特定の地域に関して) 人口が増加することが見込まれる地域がある。学校は大丈夫か。		③参考
99	2	(2) 学校規模について (特定の地域に関して) 学校統合に伴い、通学距離が遠くなることで、統合校ではなく他の学校に通いたいという人がある。要望として聞いてもらいたい。		③参考
100	3	(3) その他 横浜市の公立校なので、教育は公平に受けられるべきであり、学校間で差があってはいけないと思います。		③参考
101	3	(3) その他 横浜市は学校数が多く、大きな学校から小さな学校まで規模がさまざまであり、適正規模の児童生徒数を維持することは難しいと思う。 特に横浜市北部方面は都心に近いこともあり、マンション開発が活発です。児童生徒数が多い、大規模な学校が出てくることは必然です。教室数が足りなくなるような学校の整備にもっと力を入れるべきではないか。		③参考
102	3	(3) その他 都市部の急増地域についてばかり検討しているようだが、それ以外のところに目を向けてほしい。		③参考
103	3	(3) その他 基本方針の改訂にあたって、一般学級だけでなく個別支援級にも配慮をお願いします。		③参考
104	3	(3) その他 将来的に外国籍の子どもが増えてくることへの考慮が必要だと思います。		③参考
105	3	(3) その他 基本方針の改訂にあたり、近年、外圍の子どもが増えてきていることについて考慮してもらいたい。		③参考
106	3	(3) その他 学校が地域住民の避難所となっていることを踏まえ、学校統合を進めるにあたっては、地域防災力が低下することがないように、配慮してもらいたい。		③参考
107	3	(3) その他 短期的な課題対応ではなく、市全体としての長期的な計画を策定し、よい基盤づくりにつなげてほしい。		③参考
108	3	(3) その他 学校別に学校規模などの情報を分かりやすく広報してもらえると、引越の際に大変参考になります。		③参考
109	3	(3) その他 学校に関して、就学や学校の特徴など、学校に直接相談しにくいことについて、相談できる窓口があるとよい。		③参考 (教育全般)
110	3	(3) その他 生徒の特性を伸ばせる学校づくりを引き続き進めてほしい。		③参考 (教育全般)
111	3	(3) その他 指定校が遠いという理由だけでは指定地区外就学許可は認められないと言われたが、毎日重い荷物を持って遠い学校まで通学することは負担であり、交通事故等の危険もある。もっと柔軟に指定地区外就学許可制度を運用してほしい。	③参考 (教育全般)	
112	3	(3) その他 指定地区外就学許可制度について、もっと簡便な手続きにすべきではないか。	③参考 (教育全般)	
113	3	(3) その他 ホームページの指定地区外就学に該当する理由に、「同じ小学校から指定校の中学校に行く人数が極端に少ない場合」を明記してほしい。	③参考 (教育全般)	
114	3	(3) その他 小学生の荷物の重量負担を見直してほしい。	③参考 (教育全般)	
115	3	(3) その他 ランドセルが重くて子どもがかわいそうです。置き勉を認めてください。	③参考 (教育全般)	
116	3	(3) その他 (特定の地域に関する具体的な要望) 混雑が激しいため、小学校の児童と中学校の生徒と通学時間がかぶらないようにしてほしい。	③参考 (教育全般)	

整理番号	項目区分	意見(公開用)	回答	対応区分
117	3	(3) その他 他都市の主事・技術員・警備員に相当する人員を増やし、教員が教務に集中できるようにしてほしい。	頂いたご意見は今後の具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。	③参考 (教育全般)
118	3	(3) その他 中学校の昼食の時間が短すぎる。もう少し長く定めることはできないのか。		③参考 (教育全般)
119	3	(3) その他 学習指導領域の改正で、生徒一人ひとりの関心や意欲に応じた指導を工夫するとの事ですが、現在では教員が生徒を受け入れない態度が非常に見受けられます。生徒一人ひとり心を閉ざしてしまっています。生徒と学校に距離ができてしまっている状態です。教員が保身になりすぎています。		③参考 (教育全般)
120	3	(3) その他 学校規模が大きいことはよいが、先生が子どもにしっかり目を向けることができるように、30人学級など、一つの学級の人数を減らすことが大事である。		③参考 (教育全般)
121	3	(3) その他 大規模校ではできるが、小規模校ではできないことがある。働き方改革の観点からも、学校規模に応じて、30人学級などについても検討してほしい。		③参考 (教育全般)
122	3	(3) その他 適正規模も大事だが、30人学級など少人数学級や大規模な学校への教員配置、教育現場の負担軽減なども取り組んでほしい。		③参考 (教育全般)
123	3	(3) その他 学級数だけでなく1クラスの数も適正にしていくべきだと思う。適正な人数は教員の能力、経験、地域の状況によって異なると思う。		③参考 (教育全般)
124	3	(3) その他 統合して浮いたお金を統合校のために少しは使ってください。		③参考 (教育全般)
125	3	(3) その他 統合や建替えを経験した子には中学校で給食を食べさせてあげるとか、トータルで考えられないのでしょうか		③参考 (教育全般)
126	3	(3) その他 児童生徒数の急増している一部地区について、その急増の原因となった地区・地域、区役所と特に開発主に、教室不足の解消に向け、限定的に予算を負担させるべき。		③参考 (教育全般)
127	3	(3) その他 基本方針についてではなく、個別の案件についてこそ意見を聞いてほしい。		③参考 (教育全般)
128	3	(3) その他 通学安全の観点から、小学校の通学区域内には必ず1軒は警察の駐在所を置き、子育て世代の警察官を配置してほしい。		当基本方針の内容に関するご意見ではございませんが、通学安全に関するご意見として、今後の具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。
129	2	(2) 学校規模について 大規模校はどこに多くあるのか。	市内の北部・臨海部など一部地域において、大規模・過大規模校が散見されます。	④その他
130	3	(3) その他 そもそもこの基本方針はどういうものなのか。	本基本方針は、市立小・中学校の通学区域制度や適正な学校規模について定めるとともに、通学区域の調整や学校統合、学校新設など、小規模校の適正規模化や過大規模校の対策等についての考え方を示すことで、子どもたちの教育環境改善に資することを目的としております。	④その他
131	3	(3) その他 なぜこの基本方針を改訂するのか。	現在も、現行の「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針(平成22年12月策定)」に基づき適正化を推進していますが、取組を進めてきたことで、基本方針では解決できない課題や学校施設に関する新たな課題等も発生してきています。また、基本方針を策定してから7年以上経過しているため、時代のニーズに合わせた方策も必要となっています。	④その他
132	3	(3) その他 先日、学区変更の調整をしていただき大変感謝している。	引き続き、通学区域適正化の取組を推進していきます。	④その他